



市 章

大津市公報

令 和 元 年 11 月 15 日
号 外 (第 37 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
47 大津市都市公園条例の一部を改正する規則の施行期日を定める規則.....	1
48 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
160 近江神宮外苑公園の指定管理者の指定について.....	1
公 告	
都市公園の開設公告.....	1

規 則

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。
令和元年11月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第47号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
大津市都市公園条例の一部を改正する条例（平成31年条例第20号）の施行期日は、令和元年11月29日とする。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年11月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第48号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

告 示

大津市告示第160号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和元年11月15日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 近江神宮外苑公園
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号 大和リース株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 大津市都市公園条例の一部を改正する条例（平成31年条例第20号）の施行の日から令和5年3月31日まで

公 告

都市公園の開設公告

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

令和元年11月15日

大津市長 越 直 美

名 称	位 置	区 域	供用開始期日
近江神宮外苑公園	二本松	別紙図面のとおりに	令和元年11月29日

「別紙図面のとおりに」は省略し、その図面を大津市役所未来まちづくり部公園緑地課において縦覧に供する。